

令和8年度地域創生総合支援事業（サポート事業）採択方針

福島県県中地方振興局

1 目的

この方針は、福島県地域創生総合支援事業（サポート事業、県戦略事業）実施要領3（1）アに規定する「地方振興局長が定める採択方針」について、県中地方振興局管内における取り扱いを定めるものとする。

2 対象とする事業

広域的な視点に配慮された事業又は先駆的、モデル的（独自性）な事業であり、かつ、国、県等における他の制度で対応できない事業であって、県中地域の振興、復興及び地域課題の解決に寄与する事業を対象とする。

なお、採択にあたっては次の事項について総合的に勘案し行うものとする。

- （1）新規事業であること（継続申請事業は事業に発展性があること）
- （2）事業計画に具体性、実現性があること
- （3）事業に継続性・持続性及び波及効果が見込まれること

3 優先的に採択する事業

地域づくり団体等が地域資源を活用し、地域の特色を生かして実施する、次の内容に関連する事業を優先的に採択する。

なお、（3）～（11）の事業については、「人口減少対策」及び「過疎・中山間地域の振興」につながる事業を優先的に採択する。

（1）人口減少対策に資する事業

住民が安心して住み・暮らし・働く地域づくりの推進、地域への愛着・誇りを育む取組、ふくしま共創チーム ワーキングチーム活動での議論を踏まえた取組や出会いの場創出など、社会減対策や自然減対策に寄与する事業

（2）過疎・中山間地域の持続的発展に資する事業

過疎・中山間地域の優位性やポテンシャルをいかし、課題の解決や地域の活性化を図ることで、持続可能な地域社会の形成に寄与する事業

（3）県政150周年・昭和100年に関連する事業

地域の歴史や伝統を振り返り次世代に伝承する取組や、それらを礎とした新たな地域のビジョンを共有する取組など、県政150周年や昭和100年を記念して取り組む事業

(4) 移住・定住の推進に資する事業

地方移住への関心の高まりを踏まえ、地域側の機運醸成や受入体制の構築、魅力の発信など、本県への新しい人の流れの創出に寄与する事業

(5) デジタル化によるプロセスイノベーション(DX)の推進に資する事業

デジタル技術の導入・拡大を通じて、働き方や暮らし方、サービスの提供の仕方などの変革を図り、地域社会の強靭化や新たな価値の創出に寄与する事業

(6) 人づくり（子育て・教育）に資する事業

安心して子どもを生み育てたい、本県で学び活躍したいと思える環境づくりの推進など、社会や地域を創造することができる人材の育成に寄与する事業

子どもの頃から地域の魅力に触れ合う機会を創出し、地域への誇りや主体性を育み、地域の担い手を育成する事業

(7) 健康長寿社会の推進に資する事業

東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業

(8) 地産地消の推進に資する事業

生産・流通・消費といった地域内におけるモノの循環や、人財を含む地域資源の有効活用など、あらゆる分野における地産地消の取組の推進に寄与する事業

(9) カーボンニュートラルの推進に資する事業

県民の高い環境意識の醸成や地球温暖化対策の普及啓発など、カーボンニュートラルの実現に向けた取組や地域の持続可能な発展（SDGs）の推進に資する事業

(10) 交流人口の創出及び関係人口の拡大の推進に資する事業

観光需要の高まりを捉えた地域の意識醸成に関する取組、外部人材との多様な関わり方を新たに構築する取組、福島空港や鉄道などの地域交通の利活用を促進する取組など、交流人口の創出及び関係人口の拡大の推進に寄与する事業

(11) 地域産業の振興に資する事業

地域が誇れる産業人材の育成や技術の継承に資する取組、地域のまちなか・商店街の賑わいを創出する取組など、地域産業の振興に寄与する事業

4 採択しない事業

- (1) 目的、手法、事業効果、補助終了後の事業計画が不明確な事業
- (2) サポート事業の補助を3年実施し、内容の細部のみを変更する事業
- (3) 国、県及びこれらの関連団体における他の制度で対応可能な事業又は、他の補助金を受給している事業との区分が不明確な事業
- (4) 既存事業の財源振替となる事業
- (5) 営利を目的とした事業（過疎中山間地域活性化枠における収益事業を除く）や実施主体の営業活動との区別が不明確な事業
- (6) 趣味の発表や娯楽の提供が中心となった事業
- (7) 補助事業者の構成員の事業活動の一環として実施することが適当であると認められる事業
- (8) 旅費（交通費、宿泊費）、特定の個人、団体等を招聘する経費（出演料、飲食費等）、物品購入等特定の経費が中心となった事業
- (9) 事業の主要部分を他者に委託する事業（市町村枠及び過疎・中山間地域活性化枠において、外部団体に委託することが有効である場合を除く）
- (10) 大部分がハード整備（調査を含む、工事請負費や物品購入等）で占められている事業
- (11) 事業実施により取得する財産がある場合、その適正な管理が見込めない事業
- (12) 市町村等に対する財政支援的補助となる事業
- (13) 他の補助事業に対するかさ上げ補助となる事業
- (14) 単発のイベントなど、事業効果が一過性の事業
- (15) 自己財源が全く計上されていない事業